

資料3

『鈴鹿市多文化共生推進計画』の策定に向けて

鈴鹿市

－ 目 次 －

はじめに

第1章 計画の策定に当たって

- 1 策定の趣旨及び背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
- 2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P2
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P2

第2章 多文化共生を取り巻く現状と課題

- 1 外国人市民の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P3
- 2 アンケート調査から見た現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P7
- 3 指針によるこれまでの取組とその評価・・・・・・・・・・・・ P10
- 4 本市の国際交流・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P13
- 5 本市における課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P14

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 計画の基本的な視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P15
- 2 SDGsとの関連性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P15
- 3 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P15
- 4 計画の目標指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P15
- 5 施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P16

第4章 施策の展開

- 1 具体的な施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P17
 - (1) 円滑なコミュニケーション支援の促進・・・・・・・・・・・・ P17
 - (2) 安心して暮らせる環境づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P18
 - (3) 多文化共生の地域づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P21
- 2 重点的に推進する施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P23

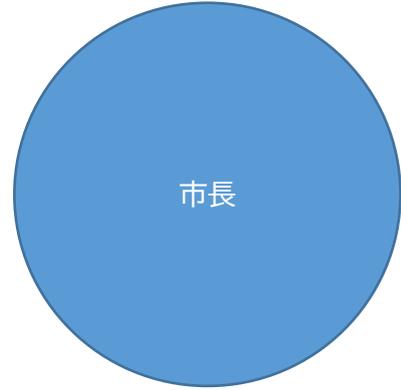
第5章 計画の推進

- 1 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P25
- 2 各主体の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P25
- 3 計画の進捗管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P27

参考資料

- 1 関連する会議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P27
- 2 計画策定の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- 3 鈴鹿市の多文化共生に関するアンケート調査結果・・・・・・・・

はじめに



第1章 計画の策定に当たって

1 策定の趣旨及び背景

平成18(2006)年、総務省は、都道府県及び市区町村における多文化共生の推進に係る指針等の策定に資するため、「地域における多文化共生推進プラン」を策定しました。

本市においては、平成2(1990)年の出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という。)の改正以降、自動車産業などの製造業が盛んな地域性も相まって、ブラジルやペルーなど南米の日系人を中心に外国人人口が増加しました。

この間、本市では、行政だけでなく地域や関係団体が多文化共生に向けた取組を進める一方で、外国人市民に関する就労、教育、医療など諸課題が顕在化し、その解決を図るため、多文化共生に関する取組をより総合的かつ効果的に推進できるよう、平成23(2011)年3月に「鈴鹿市多文化共生推進指針」(以下「指針」という。)を策定しました。

その後、増加傾向にあった本市の外国人市民の人口は、平成20(2008)年のリーマンショックを境として一時落ち込みますが、平成31(2019)年4月、外国人材を労働者として受け入れる新たな在留資格である「特定技能」が創設されるなどによって増加に転じ、かつ中国に加えて、ベトナムやフィリピンなど、アジア圏からの入国が増え、多国籍化が進展しています。

また、平成27(2015)年9月の国連サミットにおける「持続可能な開発目標」(SDGs)の採択に基づき、我が国では、その基本的理念である「誰ひとり取り残さない」とのキーワードで表現される「包摂性」を、国が優先課題に取り組む際、主要原則の1つとして、分野を問わず適用することとしているのはじめ、デジタル化の進展、気象災害の激甚化、さらには新型コロナウイルス感染症の影響など、多文化共生を取り巻く世界的な社会情勢に大きな変化が見られることから、今後における多文化共生に向けた取組のより一層の強化が課題となっています。

こうした中、国においては、平成30(2018)年4月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を取りまとめ、以後、状況に応じた拡充が図られています。

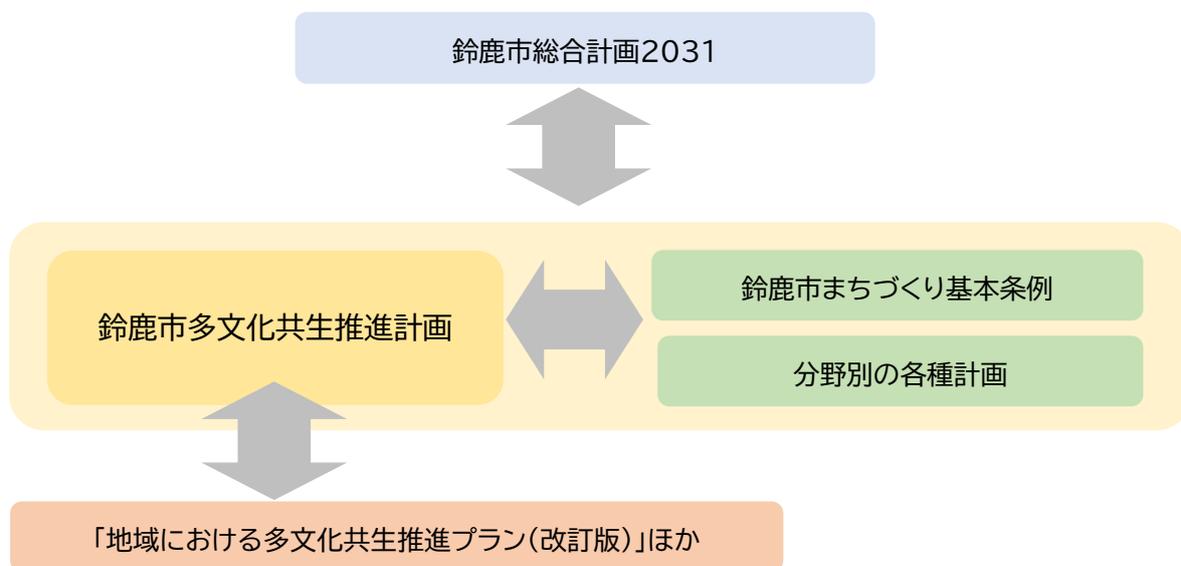
また、令和2(2021)年9月には、総務省によって「地域における多文化共生推進プラン(改訂版)」が改訂され、地方公共団体においては、多文化共生の推進に係る指針・計画を改訂し、地域社会での活躍推進等の新たな視点を盛り込む動きが見られます。

このようなことから、本市は、指針によるこれまでの取組の進捗状況を踏まえた上で、今後における社会的な潮流を念頭にした取組を推進していくため、指針を見直し、新たに「鈴鹿市多文化共生推進計画」(以下「本計画」という。)を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、本市の最上位計画である「鈴鹿市総合計画2031」のまちづくり方向性と整合・連携を図りながら、一体的にまちづくりを進める推進プランと位置付け、多文化共生社会の実現に向け、行政や市民、事業者及び団体等が連携、協力しながら取り組む施策の基本的な方向性を示します。

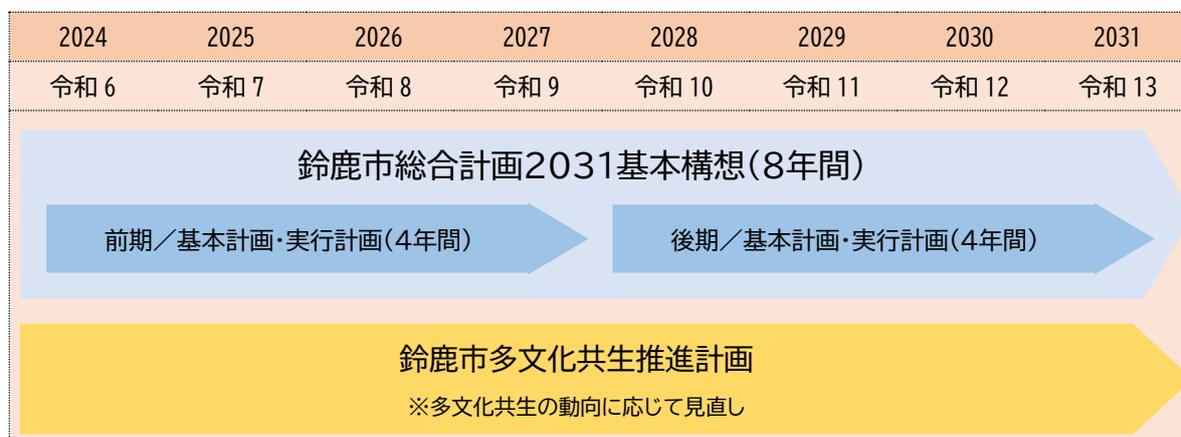
また、「鈴鹿市まちづくり基本条例」及び本市が掲げる分野別の個別計画や、総務省が示した「地域における多文化共生推進プラン（改訂版）」など、国等の施策の動向とも整合させながら推進するものです。



3 計画の期間

本計画は、「鈴鹿市総合計画2031」の計画期間と合わせ、令和6（2023）年度から令和13（2031）年度までの8年間を計画期間とします。

計画期間中に、国内外の動向や国における制度など、多文化共生を取り巻く状況に変化があった場合は、必要に応じて計画を見直します。



第2章 多文化共生を取り巻く現状と課題

1 外国人市民の現状

(1) 人口の推移

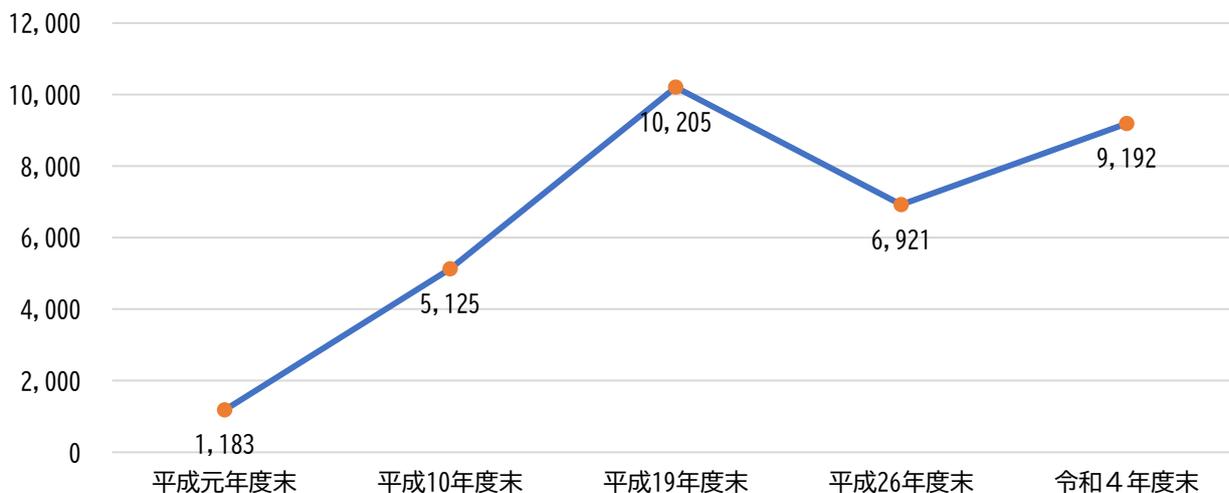
本市における令和4（2022）年度末現在の外国人市民人口は 9,192 人で、総人口 195,957 人に占める割合は 4.69%です。

過去に遡ると、平成元（1989）年度末の外国人市民人口は 1,183 人、総人口 174,334 人に占める割合は 0.7%であったのが、その後の入管法の改正などにより、外国人市民人口は飛躍的に増加しました。

外国人市民人口が最高値に達したのは、平成 19（2007）年度末及び平成 20（2008）年度末の 10,205 人で、平成 20（2008）年度末は総人口の 5%を超えました。

平成 22（2010）年度からは、リーマンショックの影響で減少を続け、平成 26（2014）年度末には、6,921 人まで減少しましたが、その翌年度からは再度増加に転じ、令和4（2022）年度末の外国人市民人口は、リーマンショック以降、最高値を示しています。

図表1 鈴鹿市における外国人市民人口の推移



図表2 鈴鹿市の総人口、外国人人口及び総人口に占める割合の推移

	平成元年度末	平成10年度末	平成19年度末	平成26年度末	令和4年度末
総人口 (人)	174,334	188,408	203,716	200,338	195,957
外国人人口 (人)	1,183	5,125	10,205	6,921	9,192
割合 (%)	0.68	2.72	5.01	3.45	4.69

(2) 国籍別人口の推移

平成2（1990）年の入管法改正以降、ブラジル、ペルーを中心に外国人人口が増加し、ピークとなった平成13（2001）年度末の国籍別割合は両国籍で約72%を占めていました。

しかしながら、平成21（2009）年度及び平成30（2018）年度の入管法改正で、在留資格に「技能実習」及び「特定技能」が加わったことに伴い、ベトナム、インドネシアなどの国籍が増加しました。

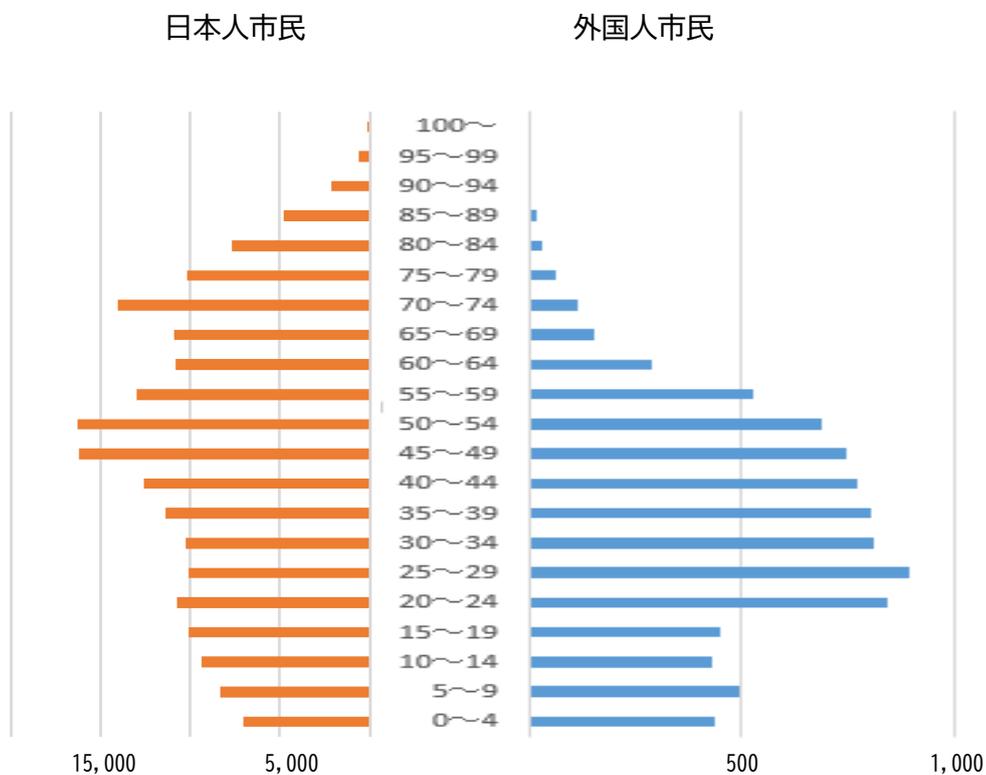
このことにより、令和5（2023）年3月末現在の国籍別割合は、ブラジル、ペルーの合計比率が約49%になっており、本市における国籍別外国人住民数の内訳は、ここ20年で大きく変化しました。

(3) 年齢別人口の推移

外国人市民及び日本人市民それぞれの年齢別人口の分布を見てみると、日本人市民の高齢化が進む一方で、外国人市民の年齢別人口割合は、20～54歳の働き世代が高い割合を占めていることが分かり、日本人市民とは全く異なるものとなっています。

その反面、外国人市民の年齢別人口割合における65歳以上の割合は、平成31（2019）年3月末時点で4.0%であったものの、令和4（2022）年3月末時点で4.5%を示すなど、ここ数年で増加傾向にあり、外国人市民においても高齢化が徐々に進んでいることが分かります。

図表3 年齢別日本人市民・外国人市民人口（令和4（2022）年3月末現在）



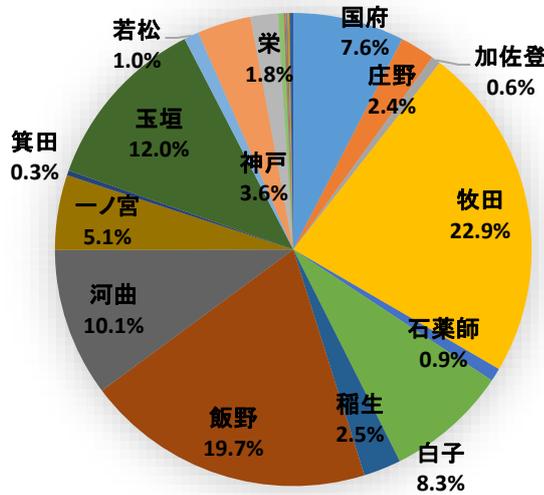
(4) 地区別人口の推移

市内の地区別外国人住民数については、平成 20 (2008) 年 3 月末には、牧田地区で 22.9%、飯野地区で 19.7%と高い割合を示していたものの、令和 4 (2022) 年 3 月末には両地区ともに割合が低下しており、居住地区が分散傾向にあることが分かります。

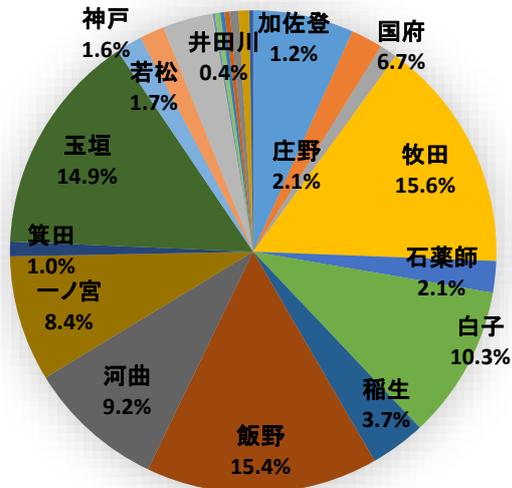
このことから、本市における外国人市民の居住地区は特定の集住地区に一極集中するものではなく、市内の多くの地区に分散して居住している特徴が読み取れます。

図表 4 地区別外国人市民人口割合

■ 平成 20(2008)年 3 月末



■ 令和 4 (2022) 3 月末



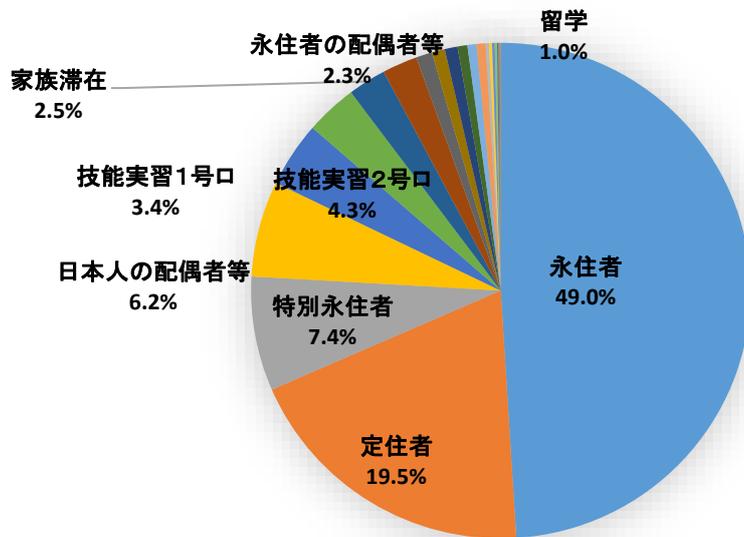
(5) 在留資格別人口の推移

平成 27 (2015) 年 12 月末には、在留資格別外国人住民数の約半数が「永住者」を占めていましたが、令和 4 (2022) 年 12 月末には 41.2%とその割合は低下しています。

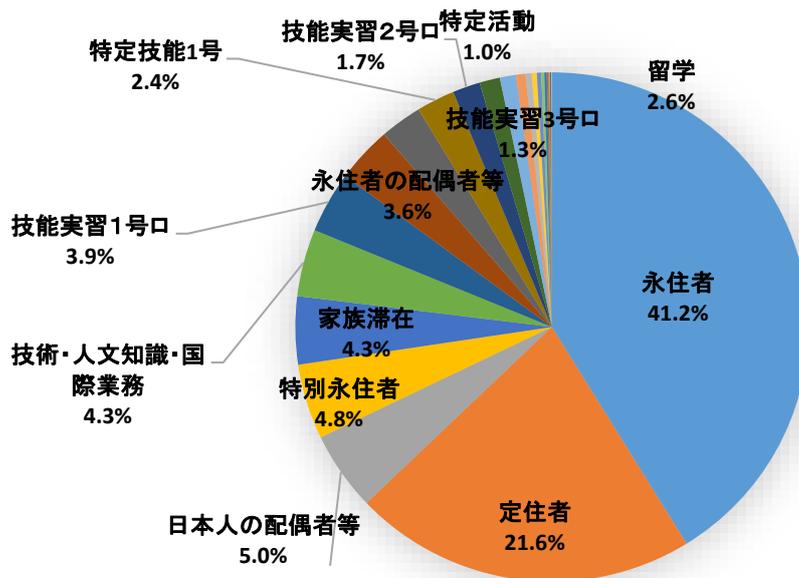
その要因としては、在留資格に「技能実習」及び「特定技能」等が創設されたことを挙げるることができます。

図表 5 在留資格別割合

■ 平成 27(2015)年 12 月末



■ 令和 4 (2022)年 12 月末



2 アンケート調査から見た現状

(1) アンケート調査の概要

多文化共生推進計画における基礎資料を得るため、以下のとおりアンケート調査を実施しました。

ア アンケート名称

鈴鹿市の多文化共生に関するアンケート

イ 調査地域

鈴鹿市全域

ウ 調査対象

市内に住民票のある18歳以上の男女

エ 調査期間

令和4(2022)年9月末から10月末まで

オ 発送件数

4,000通(日本人市民2,000人,外国人市民2,000人)

※日本人と外国人のアンケート内容は異なります。

カ 抽出方法

住民基本台帳から無作為抽出

キ 回答方法

Googleフォーム又は郵送(返信用封筒あり)のいずれかの方法で回答

ク 外国人向けアンケートの言語

やさしい日本語,ポルトガル語,スペイン語,英語,中国語,ベトナム語

※国籍に応じて,いずれかの言語のアンケートを発送

ケ 質問数

日本人市民20問,外国人市民41問

(2) アンケート回収結果

ア 日本人市民回収率

日本人市民 41.7%(834人/2,000人)

※郵送回答:71.7%(598人/834人)

WEB回答:28.3%(236人/834人)

イ 外国人市民回収率

外国人市民 21.2%(424人/2,000人)

※郵送回答:56.1%(238人/424人)

WEB回答:43.9%(186人/424人)

(2) 調査結果

ア 日本人市民の回答から見える現状

- (ア) アンケート調査の回答者(834人)の約半数において「近くに外国人市民が住んでいる」との結果になっていますが、そのうち外国人市民との関わりとしては、「ほとんどない」(27.0%)、「まったくない」(39.9%)とする回答が7割を占めており、外国人市民との関係の希薄さが浮き彫りとなっています。
- (イ) 日本人市民が外国人市民との接する機会については、回答者のうち、「仕事・職場」(27.0%)が最も高く、自治会等の地域において接する機会は1割にも満たない結果となっています。
- (ウ) 本市において外国人市民が増えることに対し、「良い」(23.9%)と回答した人が「良くない」(16.7%)と回答した人を若干上回ったものの、回答の半数以上が「わからない」(52.2%)と回答しており、日本人市民の多文化共生に対する実感や認識が希薄であることが分かります。
- 一方、外国人市民が増えることに対し「良い」と回答した人は、「国際理解・異文化体験の機会が増える」、「働き手が増える」、「地域の活性化につながる」といったことを理由として回答しています。
- (エ) 日本人市民が外国人市民との相互理解において必要なこととして、「生活のルールを教える」との回答が69.8%と最も高い割合を占めており、共に地域社会で暮らしていく上で、外国人市民の日本や地域のルールに対する認識を重要と考えています。
- (オ) 外国人市民との相互理解を深める機会としては、「異文化体験、イベント」との回答が43.8%を示していますが、「地域の交流(自治会活動等)」がこれを上回る48.3%を示しています。
- (カ) 日本人市民の「多文化共生社会の実現」に対する認知度は、回答者のうち肯定的な意見(「実現している」、「どちらかといえば実現している」の合計)は約21.1%であり、低調な結果を示しています。

イ 外国人市民の回答から見える状況

- (ア) 外国人市民の情報の取得手段としては、アンケート回答者数424人のうち、「同じ国籍の人から聞く」が34.0%と最も高くなっており、紙媒体やインターネットを介して取得するとの回答数を上回っていることから、外国人コミュニティが情報伝達のための重要な位置を占めていることが分かります。
- (イ) 情報の取得媒体については、「紙の情報誌」と回答した人は29.7%と最も高い値となっており、次いで「Facebook」(28.8%)、「Web(ホームページ)」(18.8%)の順になっています。
- (ウ) 取得したい情報については、「生活に役立つ情報」が80.7%、「給付金等の情報」が71.5%、「災害・避難情報」が59.7%と、いずれもが高い値となっており、外国人市民に対しても、日本人市民と同様に生活に密着した行政情報の発信が不可欠となっています。

- (エ) 市役所からの書類の理解度については、44.3%が「わかる」とし、「すこしわかる」と回答した31.8%を加えると、回答者の約7割が市役所からの書類について、一定程度理解していることが分かります。
- 一方、この質問に対して「わからない」と回答した人は全体の2割となっており、このような人は、「家族や友達に聞く」、「会社の人に聞く」、「市役所の通訳に聞く」と回答しています。
- (オ) 理解可能な言語については、それぞれの母語で回答する人が見られる中、「やさしい日本語」と回答した人が42.7%と最も高い数値を示しており、「やさしい日本語」の活用は、今後の多国籍化への対応に有効と考えることができます。
- (カ) 日頃の日本人市民との会話の有無について、「ある」と回答した人の割合は83.7%と高い値を示しています。このような人の日本人市民と会話する場面としては、「ある」と回答した人のうち、「会社」と回答した人が76.6%と突出して高い値を示している一方で、「学校・保育園・幼稚園」や「近所」などは1割にも満たない値となっています。
- (キ) 日本人との交流については、「地域の人と交流がしたい」と回答した人の割合は51.7%となっており、多くの外国人市民が地域において日本人市民との交流に前向きな考えを持っていることが分かります。
- (ク) 外国人市民の「多文化共生社会の実現」に対する認知度としては、鈴鹿市は「多文化共生社会」になっているかとの質問に対し、「思う」あるいは「すこし思う」と肯定的な回答をした人が回答者全体の約7割となっており、同様の質問に対する日本人市民の回答結果21.1%を大きく上回っています。

3 指針によるこれまでの取組とその評価

平成 23 (2011) 年 3 月に策定した指針では、「互いの文化的ちがいを認め合い、誰もがいきいきと暮らせる多文化共生のまちづくり」を基本理念として掲げ、「コミュニケーション支援」、「生活支援」及び「多文化共生の地域づくり」、これら 3 つを施策の柱として多文化共生の推進に取り組みました。

これまでの主な取組の内容は次のとおりです。

(1) 多文化共生社会の実現に向けた取組

ア コミュニケーション支援

<p>■ 的確な情報提供の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人向け多言語電子広報「City Guide Amigo Suzuka」の配信 ・高機能消防指令システムの外国語応答機能を使用した外国人市民からの通報への対応
<p>■ 情報伝達網の構築と活用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページ及び Facebook における多言語（やさしい日本語・ポルトガル語・スペイン語）ページ「Amigo Suzuka」の開設（令和 2 年 10 月～）
<p>■ わかりやすい情報提供の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内全体での外国人市民宛の案内文書，各種申請及び届出等に係る書類の多言語化 ・公立保育所における緊急連絡体制づくりのための多言語保護者連絡システム及びポケットークの導入
<p>■ 社会制度，文化や習慣を理解するための環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多言語による『不法投棄禁止看板』及び『ごみ集積所看板』の作成及び配布 ・『ごみ収集カレンダー』及び『家庭ごみの分け方・出し方』の多言語化
<p>■ 相談体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口での外国人市民への相談対応時における「三者通訳タブレット」の活用 ・新型コロナウイルス感染症対策として，市の窓口に来庁することなく，多言語で行政への相談ができるよう電話による三者通訳サービスを整備 ・外国人のための行政書士相談（月 1 回）の実施（無料） ・児童相談等の各種相談時の多言語対応及びチラシ・パンフレット等の多言語化
<p>■ 日本語の習得に関する環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本語教室に対する補助金交付による運営支援 ・日本語教室における日本語養成講座の実施（鈴鹿国際交流協会）
<p>■ 通訳の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポルトガル語及びスペイン語通訳の配置 ・外国人観光客，留学生等からの 119 番通報対応と災害現場での円滑な対応を目的とした三者間同時通訳サービスの活用 ・救急ボイストラ（総務省公認のアプリ）の活用による外国人救急患者への対応

イ 生活支援

■ 教育環境の充実
<ul style="list-style-type: none">・市内の各小中学校における国際教室と在籍学級との連携による JSL 児童生徒にとってわかりやすい授業づくり・母語支援の必要な外国人児童生徒等に対する母語支援のできる支援員の派遣・国際教室の担当者によるネットワーク会議及び会議内グループによる研修の実施・外国語の絵本及び一般書の配置による外国人市民の図書館利用の促進
■ 居住環境の改善
<ul style="list-style-type: none">・多言語による市営住宅入居申込の案内と市営住宅入居募集における抽選会の実施
■ 就労環境の改善・就業機会の確保
<ul style="list-style-type: none">・一般財団法人日本国際協力センターが実施する日系人就労準備研修に係る会場確保の支援及び外国人技能実習制度で滞在する外国人技能実習生に対する消防や防災，ゴミの出し方，生活マナー，鈴鹿市の産業に関する講習の実施
■ 医療，保健（険）・福祉の情報提供の充実
<ul style="list-style-type: none">・各種制度のしおりや申請書等の多言語化・障害福祉サービス，国民年金，国民健康保険，医療費助成等に係る案内文書の多言語化・各種障がい者手帳の交付案内の多言語化・1歳6か月児健康診査，3歳児健康診査における通訳の配置・母子健康手帳の多言語化・がん検診無料クーポン券事業，歯周病検診事業に係る個人宛通知の多言語化
■ 防災対策の推進
<ul style="list-style-type: none">・災害時，避難所等で使用するためのピクトグラムの準備・「避難所で使える外国語表示シート集」の作成及び避難所開設袋（避難所派遣職員が各避難所へ持参）への装備・大規模災害時における外国人への広報活動等に関する公益社団法人青年海外協力隊協会との協定締結（平成 25 年度）・防災マップの多言語化

ウ 多文化共生の地域づくり

■ 人権尊重の意識の高揚
<ul style="list-style-type: none">・人権フェスタにおける啓発用パネルの展示及びアンケート調査の実施
■ 地域住民の意識の高揚
<ul style="list-style-type: none">・多文化共生に関する記事の広報すずか情報館への掲載・公民館出前講座等の実施

(2) 指針による取組の評価

本市は、平成 23（2011）年 3 月に指針を策定し、外国人市民への多岐にわたる情報や行政サービスの提供、多文化共生の地域づくりのための啓発事業など、本市における多文化共生社会の実現に向けた取組を推進してきました。

本指針については、策定から 5 年が経過した平成 28（2016）年、本指針の検討委員会委員長であった名城大学外国語学部アーナンダ・クマール学部長（当時）にその見直しの必要性等に関する検証を依頼しました。

同氏からは、「鈴鹿市における外国人を取巻く状況や同指針の進捗状況を検証した結果、現時点での指針の見直しは要しない」との評価を受けました。

このようなことから、それ以降においても指針に掲げる施策を継続的に推進するとともに、外国人市民の多国籍化に対応するための措置など、国の動向や本市における状況の変化の把握に努めながら、必要に応じた柔軟な対応を図ってきました。

また、友好都市をはじめとする海外都市との交流や、市民の国際貢献活動に対する関心が深められる環境づくりを図り、市民の多様な文化や価値観への理解の促進にも努めてきました。

このような多文化共生社会の実現に向けた取組は、行政や教育委員会だけでなく、公益財団法人鈴鹿国際交流協会などの関係団体、市民、ボランティアや NPO などの地域活動団体、さらには事業所など、様々な担い手がそれぞれの役割を着実に果たしてきたことによって推進できたものであり、このことによって市民の多文化共生に対する意識の向上が図られました。

本市では、指針の策定と時を同じくして「第三国定住難民」を受け入れました。地域での難民家族の受入れは、国際関係機関から一定の評価を受けており、就労先である事業者をはじめとし、保育所、小中学校、地域の住民などによって連携した取組みができたことは、市民一人ひとりの多文化共生に対する意識や異文化理解の高まりの成果であると言えます。

4 本市の国際交流

本市は、平成2（1990）年5月、フランス共和国のル・マン市と「友好協力協定」を結び、主に文化及びスポーツを通じて友好関係を深めてきたとともに、平成25（2013）年には、本市がミャンマーの第三国定住難民受入事業を進めていることをきっかけとし、同市及びスウェーデン王国のユースダール市と共に、三都市間で「地域共生と世界平和に関する共同宣言」を行いました。

また、平成3（1991）年8月、アメリカ合衆国オハイオ州ベルフォンテン市と「友好協定」を結び、青少年相互交流事業を中心に交流を続け、これまでの間、本市からベルフォンテン市へ448人の青少年を派遣し、ベルフォンテン市からは155人を受入れており、国際感覚の豊かな人材育成とともに多文化理解の促進に取り組んできました。



【写真】2022年 市制施行80周年記念式典
友好都市来鈴



【写真】2021年 ベルフォンテン市との
オンラインを活用した共同宣言



【写真】2019年 ル・マン市との共同宣言



【写真】2023年 青少年相互交流事業

5 本市における課題

本市は、指針策定以降、多文化共生に繋がる様々な取組を総合的に進め、多文化共生社会の実現に一定の成果が得られましたが、近年は、国による在留資格に関する制度の改変も相まって、本市においてもアジア圏からの外国人によって「人口の増加」と「多国籍化」が顕著となっており、多文化共生の推進に新たな局面を迎えようとしております。

このような状況の中、情報発信や相談体制における多言語化への対応は引き続き重要でありやさしい日本語の効果的な活用も着実に図り、外国人市民が地域において生活を送る上で必要な行政情報や生活情報を確実に届ける手段を拡充する必要があります。中でも災害発生時における多言語での情報発信など、外国人市民の安全・安心につながる支援体制の構築が急務となっています。

また、今後は外国人材の受入れがますます活発化することが想定され、外国人市民が就労においても、地域での「生活者」としても、日本語の習得が外国人市民の安定的な生活の確保に重要であることから、地域における日本語教室など日本語を学ぶことができる環境も拡充しなければなりません。

さらに、多文化共生の地域づくりに向けては、市民の多文化共生に対する意識の醸成を図る取組として、これまで地域において出前講座を実施するなど様々な取組を推進してきました。

しかしながら、鈴鹿市の多文化共生に関するアンケート調査の結果から、日本人市民の「多文化共生社会の実現」に関する回答として、肯定的な意見（「実現している」、「どちらかといえば実現している」の合計）は約21.1%と低調なものとなりました。この結果は、外国人市民の回答結果（75.7%）と比較して極めて低く、外国人市民と日本人市民の多文化共生に対する意識に大きな差異が見られることから、日本人市民への多文化共生に関する理解を促進し、外国人市民と日本人市民双方の多文化共生に対する意識の共有化を図っていくことが課題となっています。今後は更に効果的な啓発手法を検討するとともに、外国人市民と日本人市民の交流機会の確保や外国人市民が地域社会の構成員として地域づくりに参画し、活躍できる環境づくりを図っていく必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本的な視点

本市において、多文化共生施策を推進する基本的な視点は次のとおりとします。

- (1) 社会情勢の変化など外国人市民を取り巻く状況への適応
- (2) 多様性と包摂性のある地域社会の実現
- (3) デジタル化の進展への対応
- (4) 気象災害の激甚化への対応
- (5) 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応

2 SDGsとの関連性

平成 27 (2015) 年の国連総会において「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。この 2030 アジェンダは、先進国と開発途上国がともに取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標として採択され、その中に「持続可能な開発目標 (SDGs)」として、17 のゴールと 169 のターゲットが設定されています。

本計画も、この「持続可能な開発目標 (SDGs)」を踏まえ、「誰一人取り残さない」多文化共生の地域づくりを推進していきます。

3 基本理念

指針において掲げていた基本理念「互いの文化的ちがいを認め合い、誰もがいきいきと暮らせる多文化共生のまちづくり」は、外国人を取り巻く状況に変化が見られる中であっても、様々な国籍、民族や文化的背景をもった人々が、互いのちがいをともに認め合い、尊重し合いながら、地域社会の構成員として地域づくりに参画し、活躍できる環境を整え、ともに築く多文化共生社会の実現を目指す根本的な考え方を示していることから、本計画においてこの基本理念を引き継ぎ、更なる施策の展開を図っていきます。

互いの文化的ちがいを認め合い、誰もがいきいきと暮らせる多文化共生のまちづくり

4 計画の目標指標

「多文化共生社会の実現」について肯定的な回答が増加することは、多様性と包摂性のある社会の実現につながるため、次の指標により基本理念の達成状況を測っていきます。

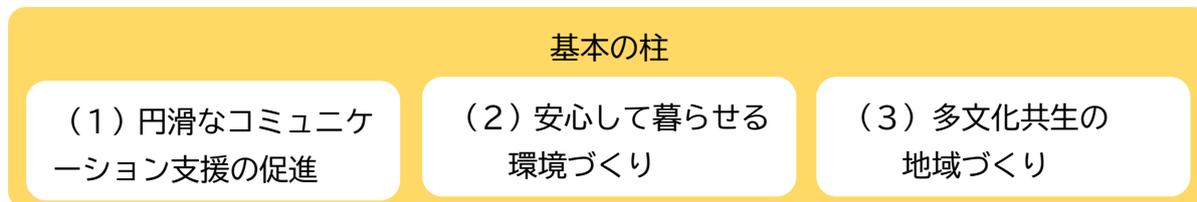
目標値	「多文化共生社会が実現しているか」の回答割合（日本人及び外国人の肯定的な回答の合計値）			
	現状値 令和 4 (2022) 年度	41.0%	目標値 令和 13 (2031) 年度	70 %

基本理念		互いの文化的ちがいを認め合い、誰もがいきいきと暮らせる多文化共生のまちづくり		
基本の柱	施策の方向	施策	実行する機関	
(1) 円滑なコミュニケーション支援の促進	① 行政・生活情報の多言語化及び「やさしい日本語」の活用 (ICTの活用含む)	★は重点施策 【No1★】多言語による情報提供	【市】全所属	
		【No2★】「やさしい日本語」の活用と促進	【市】全所属, 市民対話課	
	② 日本語学習機会の整備	【No3】外国人相談窓口における相談員による多言語対応	【市】市民対話課	
		【No4】外国人向けHP・SNS等の充実	【市】情報政策課, 市民対話課	
		【No5】日本語教室の運営支援	【市】市民対話課 【他】地域の日本語教室	
		【No6★】就労における日本語学習機会への支援	【市】産業政策課, 市民対話課 【他】事業所	
	(2) 安心して暮らせる環境づくり	① ライフステージに合わせた切れ目のない支援	【No7】【乳幼児期】母子保健対策事業と保育所(園)における多言語対応の促進	【市】健康づくり課, 子ども育成課
			【No8】【子ども期】外国人児童生徒や保護者に対する就学支援	【市】教育支援課
			【No9】【青年期】進路指導の充実	【市】教育支援課 【他】教育機関等
			【No10】【乳幼児期～青年期】保護者に向けた育児支援や相談	【市】子ども政策課, 子ども育成課, 子ども家庭支援課
【No11】【成人期】外国人(留学生を含む)の地域における就業機会の確保			【市】産業政策課, 市民対話課 【他】事業所	
【No12】【老年期】外国人の高齢化への対応			【市】長寿社会課	
② 適正な労働環境の確保		【No13】事業所に対する多文化推進のための啓発	【市】産業政策課	
		【No14】外国人(留学生を含む)の地域における就業機会の確保 【No15】外国人材の雇用に関する情報提供	【市】産業政策課, 市民対話課 【市】産業政策課, 市民対話課	
③ 災害時等の支援体制の整備		【No16★】多様な防災情報伝達手段の活用(感染症含む)	【市】防災危機管理課, 地域医療推進課, 市民対話課 【他】鈴鹿国際交流協会	
		【No17】外国人を対象とした防災講習会・訓練等の実施	【市】防災危機管理課	
	【No18】多言語災害ボランティアの養成	【市】市民対話課 【他】鈴鹿国際交流協会		
	【No19】災害時における外国人支援のための体制整備	【市】防災危機管理課, 市民対話課		
	【No20】救急・火災時の通報訓練の実施	【市】情報指令課		
④ 医療サービスの提供	【No21】医療制度の多言語による周知	【市】地域医療推進課		
	【No22】医療相談体制の充実	【市】地域医療推進課		
⑤ 住宅確保のための支援	【No23】市営住宅の入居支援と居住支援	【市】住宅政策課		
	【No24】三重県居住支援連絡会との連携	【市】住宅政策課, 市民対話課		
⑥ 相談体制の充実	【No25★】関係機関と連携した横断的な相談体制の実現	【市】市民対話課 【他】鈴鹿国際交流協会, 鈴鹿市社会福祉協議会, NPO, ボランティア団体		
(3) 多文化共生の地域づくり	① 多文化共生の意識啓発	【No26★】地域住民に向けた多文化共生理解の促進	【市】市民対話課 【他】鈴鹿国際交流協会	
		【No27】人権の視点に立った多文化共生教育の実施	【市】人権政策課, 市民対話課	
	② 国際意識の醸成	【No28】国際交流事業の促進	【市】市民対話課 【他】鈴鹿国際交流協会, 教育機関等	
	③ 地域参画の促進	【No29】生活ルールの理解や義務の遂行に向けた啓発	【市】市民対話課	
		【No30】自治会活動等交流の場への参加啓発	【市】地域協働課, 市民対話課 【他】鈴鹿市社会福祉協議会, NPO	
		【No31】地域における相互理解を図る人材の育成と活用	【市】地域協働課, 市民対話課 【他】鈴鹿国際交流協会	
【No32】外国人市民の意見反映の推進		【市】市民対話課		

第4章 施策の展開

1 具体的な施策

「第3章 5 施策の体系」のとおり、本計画は計画の基本目標を達成するよう、3本の「基本の柱」を軸に関係各機関と連携し、32の施策を推進していきます。



(1) 円滑なコミュニケーション支援の促進

〔具体的な施策〕

施 策	取組内容	実行する機関
① 行政・生活情報の多言語化及び「やさしい日本語」の活用（ICTの活用含む）		
【No1】 多言語による情報提供	日本人との情報格差の是正するため、外国人市民に必要な情報が母国語で理解できるよう、多言語での文書発送等、情報の多言語化に努めます。	全所属
【No2】 「やさしい日本語」の活用と促進	提供する情報や窓口対応等において「やさしい日本語」を活用するとともに、庁内をはじめ地域に「やさしい日本語」を広めるための研修会等を実施します。	全所属 市民対話課
【No3】 外国人相談窓口における相談員による多言語対応	通訳兼相談員の配置のほか、ICTを活用した電話・映像通訳の導入などによる多言語対応及び関係機関との連携等、外国人市民のための相談窓口の充実を図ります。	市民対話課
【No4】 外国人向けHP・SNS等の充実	正確かつ迅速な情報提供に向けて、SNS等の活用、ホームページで多言語翻訳を導入するほか、より多くの外国人市民が情報にアクセスできるよう、情報紙などにおけるデジタル化の進展に伴った多言語情報の提供に努めます。	情報政策課 市民対話課

施 策	取組内容	実行する機関
② 日本語学習機会の整備		
【No5】 日本語教室の運営支援	地域における適切な日本語教育と教室運営に向けた支援に努めます。 また、継続した日本語教室運営が可能となるよう、鈴鹿国際交流協会と共に「日本語ボランティア養成講座」を実施します。	市民対話課 地域の日本語教室 鈴鹿国際交流協会
【No6】 就労における日本語学習機会への支援	外国人の就労や外国人従業員の日本語習得促進等について、事業所等の理解・協力を求めています。	産業政策課 市民対話課 事業所

(2) 安心して暮らせる環境づくり

〔具体的な施策〕

施 策	取組内容	実行する機関
① ライフステージに合わせた切れ目のない支援		
【No7】【乳幼児期】 母子保健対策事業と保育所（園）における多言語対応の促進	<ul style="list-style-type: none"> 多言語による母子健康手帳の交付及び各種検診における多言語対応に努めます。 安全で適切な保育のため、外国人コーディネーターの巡回や外国人加配保育士等の配置により、相談対応や翻訳などを行い、コミュニケーションの円滑化に努めます。 	健康づくり課 子ども育成課
【No8】【子ども期】 外国人児童生徒や保護者に対する就学支援	<ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりの日本語能力に応じた指導を進めるとともに、外国人児童生徒の受入れ体制の強化に努めます。 日本語による学習効果を高めるため、外国人児童生徒支援員等を配置・派遣し、各学校での日本語教育等を支援します。 意思疎通等のために教育委員会事務局に通訳を配置し、必要に応じて各学校に派遣します。また、日本人同様に「就学ガイダンス」「進路ガイダンス」を開催します。 	教育支援課
【No9】【青年期】 進路指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> 高等学校等への進学を促進する観点から、中学校等において外国人の子供やその保護者に対して早い時期からの進路ガイダンス・進路相談等の実施に努めます。 	教育支援課 高等学校 高等教育機関

	・就学，進路保障を促進するため，不登校の状態にある児童生徒の日本語指導・適応指導を通じた復帰の支援など，必要なサポートを行います。	
【No10】 【乳幼児期～青年期】 保護者に向けた育児支援 や相談	親子が共に安心して園生活を送り，切れ目なく就学につなげるための支援や相談を多言語で行います。	子ども政策課 子ども育成課 子ども家庭支援課
【No11】【成人期】 外国人（留学生を含む） の地域における就業機会 の確保	・関係機関と連携して，就労情報の周知や地域と事業所とのマッチング支援事業の開催等により，就労機会の確保に努めます。 ・関係機関と連携して，外国人を対象とした職業能力開発や労働についての情報提供，相談の機会をつくります。	産業政策課 市民対話課 事業所
【No12】【老年期】 外国人の高齢化への対応	外国人の高齢化に対応できるよう，多言語による情報発信等に努めます。	長寿社会課

施策	取組内容	実行する機関
② 適正な労働環境の確保		
【No13】 事業所に対する多文化推進のための啓発	多文化共生や外国人適正雇用に関する啓発を推進します。	産業政策課
【No14】 外国人（留学生を含む） の地域における就業機会 の確保	関係機関と連携して，就労情報の周知や地域と事業所とのマッチング支援事業の開催等により，就労機会の確保に努めます。	産業政策課 市民対話課
【No15】 外国人材の雇用に関する 情報提供	関係機関と連携して，外国人を対象とした職業能力開発や労働についての情報提供，相談の機会をつくります。	産業政策課 市民対話課

施 策	取組内容	実行する機関
③ 災害時等の支援体制の整備		
【No16】 多様な防災情報伝達手段の活用（感染症含む）	正確に情報が伝わるよう、「やさしい日本語」をはじめ多言語対応により、ホームページやSNSなど多様な情報伝達手段を活用した防災情報の伝達に努めます。	防災危機管理課 地域医療推進課 市民対話課 鈴鹿市国際交流協会
【No17】 外国人を対象とした防災講習会・訓練等の実施	地域、学校、事業所等と連携し、防災研修会や防災訓練を実施します。	防災危機管理課
【No18】 多言語災害ボランティアの養成	鈴鹿国際交流協会と連携し、災害時の情報伝達について、外国人市民への情報発信が円滑に実施できるよう“多言語災害ボランティア”の体制整備を進めます。	防災危機管理 市民対話課 鈴鹿国際交流協会
【No19】 災害時における外国人支援のための体制整備	外国人集住都市災害時相互応援協定による都市間連携とともに、鈴鹿国際交流協会等の関係機関と連携し、災害発生時において外国人被災者に対し多言語支援が実施できるよう体制確保に努めます。	防災危機管理課 市民対話課
【No20】 救急・火災時の通報訓練の実施	外国人市民による緊急時の通報は、より丁寧な聴き取りを要するため、通報マニュアルの作成、通報訓練の実施に努めます。	情報指令課

施 策	取組内容	実行する機関
④ 医療サービスの提供		
【No21】 医療制度の多言語による周知	各種制度（サービス・負担金等）の周知を図り、必要なサービスを受けることができるよう、「やさしい日本語」、さらには多言語対応に努めます。	地域医療推進課
【No22】 医療相談体制の充実	関係機関と連携しながら、医療に関する多言語対応による相談体制の充実に努めます。	地域医療推進課

施 策	取組内容	実行する機関
⑤ 住宅確保のための支援		
【No23】 市営住宅の入居支援と居住支援	市営住宅の入居募集に伴う申込の周知と受付，さらには入居後，他の入居者や地域と円滑に暮らすための支援を多言語で行います。	住宅政策課
【No24】 三重県居住支援連絡会との連携	外国人に対する入居差別の解消に向け，三重県居住支援連絡会との連携を強化します。	住宅政策課 市民対話課

施 策	取組内容	実行する機関
⑥ 相談体制の充実		
【No25】 関係機関と連携した横断的な相談体制の充実	外国人が個人で悩むことなく，本市において安心した生活が送れるよう，関係機関と横断的な連携かつ，情報交換が行える体制を整備し，相談体制の充実を図ります。	市民対話課 鈴鹿国際交流協会 鈴鹿市社会福祉協議会 NPO ボランティア団体

(3) 多文化共生の地域づくり

〔具体的な施策〕

施 策	取組内容	実行する機関
① 多文化共生の意識啓発		
【No26】 地域住民に向けた多文化共生理解の促進	異文化理解や多文化共生をテーマにしたセミナーや出前講座の実施，外国人市民と日本人市民がともに交流できる機会の提供，さらには友好都市との交流を深めることで，国際理解を深め，多文化共生意識の醸成を図ります。	市民対話課 鈴鹿国際交流協会
【No27】 人権の視点に立った多文化共生教育の実施	広報紙やホームページ，イベント等を通じて，外国人を含めた人権に対する啓発を実施します。	人権政策課 市民対話課

施 策	取組内容	実行する機関
② 国際意識の醸成		
【No28】 国際交流事業の促進	海外の友好都市との交流等を通じて、異文化にふれることにより、市民一人ひとりの多文化共生意識の醸成を図ります。	市民対話課 鈴鹿国際交流協会 高等教育機関

施 策	取組内容	実行する機関
③ 地域参画の促進		
【No29】 生活ルールの理解や義務の遂行に向けた啓発	留学生や実習生等に向けて、本市で生活するために必要な研修を担当課と連携して実施します。	市民対話課
【No30】 自治会活動等交流の場への参加啓発	自治会及び地域づくり協議会や学校、NPO、ボランティア・住民団体等の活動に参加し、地域とのつながりを深めていけるよう、働きかけを行います。	地域協働課 市民対話課 NPO 鈴鹿市社会福祉協議会
【No31】 地域における相互理解を図る人材の育成と活用	地域で活躍する外国人市民や留学生をキーパーソンとして発掘し、広報ツールやイベント等で紹介するとともに、多様な能力を地域の活性化に活かす機会の創出に取り組みます。	地域協働課 市民対話課 鈴鹿国際交流協会
【No32】 外国人市民の意見反映の推進	相談窓口で寄せられた声やアンケート結果等を市の外国人施策に反映させるほか、外国人集住都市会議等を通じて国等に向けて、制度の改善や新たな取組の推進を発信します。	市民対話課

2 重点的に推進する施策

具体的施策として掲げた中でも、現状の課題を踏まえ、本計画の前期課程（令和6年度～令和9年度）において、特に重点的に推進する5つの施策を“重点施策”として位置付けます。

5つの重点施策

重点施策Ⅰ

【No1】多言語による情報提供，【No2】「やさしい日本語」の活用と促進

重点施策Ⅱ

【No6】就労における日本語学習機会への支援

重点施策Ⅲ

【No16】多様な防災情報伝達手段の活用（感染症含む）

重点施策Ⅳ

【No25】関係機関と連携した横断的な相談体制の実現

重点施策Ⅴ

【No26】地域住民に向けた多文化共生理解の促進

【重点施策Ⅰ】

【No1】多言語による情報提供，【No2】「やさしい日本語」の活用と促進

【対象となる機関】

多文化共生推進庁内会議対象所属

【選定理由】

平時から国籍問わず全ての市民が行政情報を取得できるよう，“言葉の壁”による情報格差を是正することは不可欠です。

そのため、国籍間の情報格差を是正することを目的とし、外国人市民への対応の多い全ての対象所属（（仮称）（新）多文化共生推進庁内会議）における発送文書（もしくは封筒）の「やさしい日本語」，“多言語化”対応を行います。

【重点施策Ⅱ】

【No 6】 就労における日本語学習機会への支援

【対象となる機関】

(市) 産業政策課, 市民対話課

(他) 事業所

【選定理由】

今後ますますの増加が予想される外国人労働者の日本語学習機会について、現状として地域の日本語教室の負担が年々増加しているといった課題があります。

そのような中、令和元年に施行された「日本語教育の推進に関する法律」では、“事業主の責務”として、事業所における日本語教育が努力義務と明記されるなど、今後、行政（地域の日本語教室）と事業所が両輪で地域における日本語学習機会を創出していくことが不可欠です。

このことから、市内事業所における日本語教育環境が整備できるよう、取り組んでいきます。

【重点施策Ⅲ】

【No 1 6】 多様な防災情報発信伝達手段の活用（感染症含む）

【対象となる機関】

(市) 防災危機管理課, 地域医療推進課, 市民対話課

(他) 鈴鹿国際交流協会

【選定理由】

近年、激甚化している自然災害において、日本人市民と同様に外国人市民も適切な避難行動等を取れるようにするためには、“やさしい日本語”や“多言語化”により災害情報を発信していくことが不可欠です。

そのため、市の関係所属と鈴鹿国際交流協会が連携し、日本人市民と差異のない災害情報が発信できるよう、災害対応における体制整備を進めます。

【重点施策Ⅳ】

【No 2 5】 関係機関と連携した横断的な相談体制の実現

【対象となる機関Ⅳ】

(市) 市民対話課, 関係所属

(他) 鈴鹿国際交流協会, 鈴鹿市社会福祉協議会, NPO, ボランティア団体

【選定理由Ⅳ】

外国人市民が地域社会で悩むことなく、いきいきと暮らしていけるよう、鈴鹿市社会福祉協議会やNPO等との連携を密にした切れ目のない体制整備を進めます。

具体的には、定期的な情報交換会を行い、本市の各機関における外国人施策が複合的に推進できるよう連携を強化していきます。

【重点施策Ⅴ】

【No26】地域住民に向けた多文化共生理解の促進

【対象となる機関】

(市) 市民対話課

(他) 鈴鹿国際交流協会

【選定理由】

令和4年度に実施したアンケート結果により、日本人市民の多文化共生意識が低調に終わったことから、行政と鈴鹿国際交流協会が連携し、国際交流イベントや啓発事業等により、市民の多文化共生意識の向上を図ります。

第5章 計画の推進

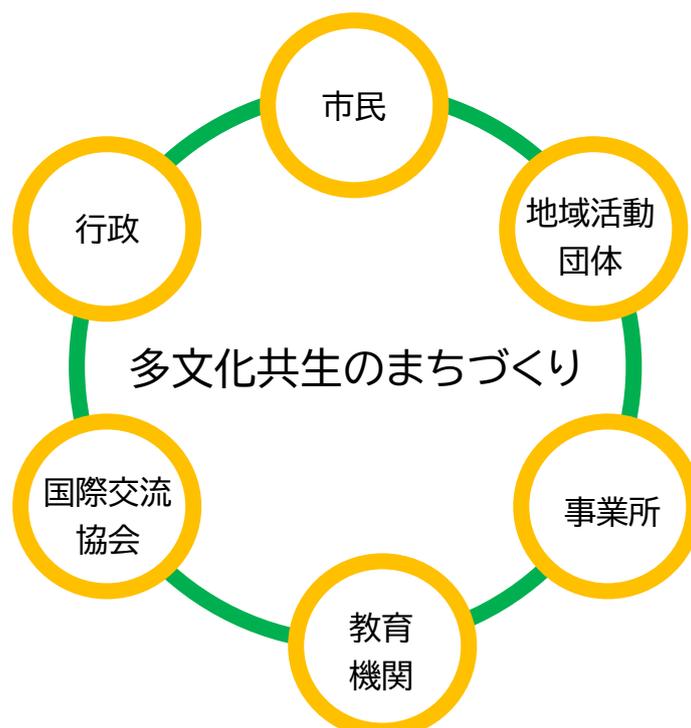
1 推進体制

市民対話課（外国人交流室）が、庁内各所属をはじめ、関係各機関と横断的な連絡調整を行い、多文化共生の推進に係る施策を推進します。

また、多文化共生庁内会議を設け、各所属の連携や協力体制を構築するとともに、多文化共生に係る情報共有を図ります。

2 各主体の役割

本計画の各施策を推進し、真の多文化共生社会を実現していくためには、多文化共生推進指針から引き続き、“市民”，“地域活動団体”，“事業所”，“教育機関”，“国際交流協会”，“行政”が密に連携しながら、本市における多文化共生社会の実現を進めていきます。



主体	役割
市民	<p>多文化共生のまちづくりを実現していくうえで、日本人市民と外国人市民がそれぞれの立場で、互いの文化や習慣等に触れ、国籍問わず地域の“生活者”としての意識を持ち、地域社会へ参画することが求められます。</p> <p>とりわけ、日本人市民については、地域や職場など、平時からコミュニケーションを取ることで、多文化共生意識を醸成し、外国人市民については、日本語の習得や日本の文化、習慣、地域のルール等を理解することが求められます。</p>
地域福祉 （社会福祉協議会、NPO、ボランティア団体、地域の日本語教室）	<p>社会福祉協議会やNPO、ボランティア団体については、外国人市民と直接の交流を持つことで、当事者が抱える悩みやニーズを聞き取り、行政等と連携した取組が求められます。</p> <p>また、地域の日本語教室においては、公教育期間を終えた外国人市民にとっての日本語学習の機会の中心となるよう、行政、国際交流協会と連携を取りながら、取組を進めていきます。</p>
事業所	<p>今後ますますの増加が予想される外国人労働者が地域社会に住む“生活者”として共生していくためには、事業所は、労働関係法令の遵守と人権尊重に努め、また、外国人労働者への日本語習得や文化、習慣などの理解の促進を進める必要があります。</p>
教育機関	<p>外国にルーツのある生徒や留学生などが日本人市民と交流する機会を持つことで、地域社会との繋がりを持ち、日本人、外国人双方の交流の場となることが望まれます。</p>
国際交流協会	<p>本市の多文化共生推進の中核的な組織として、行政と連携し、各種多文化共生の取組や国際交流イベント等を実施していきます。</p> <p>また、市民にとって、最も身近な機関の一つとして、外国人市民のニーズを把握し、長年にわたる多文化共生の組織として蓄積した経験や知見を活かし、行政や関係各機関との連携した取組が求められます。</p>
行政	<p>関係各機関と連携し、日本人及び外国人のニーズや課題の把握に努め、本計画に基づき各施策を推進し、計画の基本理念である“多文化共生のまちづくり”を実現していきます。</p> <p>多文化共生推進庁内会議の開催により、庁内関係部署と連携し、市として横断的な多文化共生施策を推進します。</p>

3 計画の進捗管理

本計画の推進については、市民対話課が庁内の関係所属をはじめとした関係各機関との協議・調整を行い、計画の進捗管理を担います。

また、必要に応じ、対象の所属により「多文化共生推進庁内会議」を開催するとともに、計画の施策における“実行する機関”に対して、毎年度調査を行い、その進捗状況の把握・点検を行います。

なお、前述の「第1章 2 計画の位置づけ」及び「第3章 4 基本目標」で示したとおり、本計画は本市の最上位計画である「鈴鹿市総合計画2031」と連動させながら、成果指標により計画の進捗や調査等の結果に基づき進捗管理を行います。

参考資料

1 関連する会議

(1) 多文化共生推進計画検討会議

〔構成員氏名(案)〕 ※順不同敬称略

山脇 啓造氏 (明治大学国際日本学部教授)

清水 啓子氏 (白鳩保育園長)

今高 成則氏 (飯野高等学校長)

吉崎 美穂氏 (公益財団法人 鈴鹿国際交流協会 事務局長)

坂井 芳規氏 (行政書士)

板倉 操氏 (鈴鹿日本語会 AIUEO)

坂本 久海子氏 (NPO 法人愛伝舎理事長)

森田 カレン氏 (外国にルーツを持つ市民)

田中 浩樹氏 (鈴鹿市社会福祉協議会 すずとも)

宗沙 ルイス氏 (公募市民)

(2) 多文化共生推進庁内会議

〔所属名〕

部 局 名	課 名
危機管理部	防災危機管理課
政策経営部	総合政策課
	情報政策課
総務部	納税課
	市民税課
地域振興部	地域協働課

	人権政策課
	市民対話課
文化スポーツ部	文化振興課
	図書館
環境部	廃棄物対策課
子ども政策部	子ども政策課
	子ども育成課
	子ども家庭支援課
健康福祉部	保護課
	福祉医療課
産業振興部	産業政策課
都市整備部	都市計画課
	住宅政策課
上下水道局	経営企画課
	営業課
教育委員会事務局	学校教育課
	教育指導課
	教育支援課
消防本部	情報指令課